

第 3 分 科 会 (No. 5)

1 日 時 令和 5 年 9 月 2 0 日 (水)
午前 1 0 時 0 0 分 開会
午後 0 時 0 0 分 休憩
午後 1 時 0 0 分 再開
午後 1 時 5 1 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

3 出席委員 (17人)

主 査	松 岡 裕一郎	副 主 査	井 上 秀 作
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	中 島 慎 一	委 員	渡 辺 均
委 員	鷹 木 研一郎	委 員	富 士 川 厚 子
委 員	木 畑 広 宣	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	浜 口 恒 博
委 員	河 田 圭一郎	委 員	出 口 成 信
委 員	山 内 涼 成	委 員	松 尾 和 也
委 員	三 原 朝 利		
(委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	泉 日 出 夫)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

建築都市局長	上 村 周 二	総 務 部 長	倉 知 宏
総 務 課 長	中 山 正 一	計 画 部 長	南 孝 昌
都市計画課長	中 原 康 裕	都市交通政策課長	平 野 研
都市計画道路担当課長	池 田 秀 昭	指 導 部 長	有 吉 正 昭
建築審査課長	用 松 雅 幸	都市再生推進部長	小 野 勝 也
都市再生企画課長	正 野 睦 朗	事業推進課長	高 尾 精 一
空き家活用推進課長	秋 山 英 雄	折尾総合整備事務所長	太 田 昭 夫
事業調整課長	向 井 正 人	住 宅 部 長	今 崎 頼 子

住宅管理課長	篠原弘志	住宅保全・活用担当課長	村上安伸
交通局長	福本啓二	交通局次長	白石基
総務経営課長	河津伸二	経営改善推進担当課長	實藤一

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 中島智幸 議事係長 福留圭一

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第121号 令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第126号 令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算についてのうち所管分	
3	議案第127号 令和4年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	
4	議案第130号 令和4年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
5	議案第131号 令和4年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	
6	議案第132号 令和4年度北九州市駐車場特別会計決算について	
7	議案第138号 令和4年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	
8	議案第145号 令和4年度北九州市交通事業会計決算について	

8 会議の経過

○主査（松岡裕一郎君）定刻になりましたので、開会いたします。

本日は、建築都市局及び交通局関係議案の審査を行います。

議案第121号のうち所管分、126号のうち所管分、127号、130号、131号のうち所管分、132号、138号及び145号の以上8件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭

をお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。建築都市局長。

○建築都市局長 建築都市局でございます。委員の皆様には、日頃から建築都市行政につきまして多大なる御支援、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。本日審議していただきます議案は、建築都市局所管の議案につきましては令和4年度決算議案7件でございます。

建築都市局といたしましては、都市の発展を支える地域の拠点形成、これを今進めているようなところでございます。令和4年度の主な地区につきましては折尾地区、ここに北側の駅前広場が完成したところでございまして、いろんな周辺整備も進み、新しい町ができつつあるというところでございます。それから、交通、物流基盤の機能強化というところも進めさせていただいております。交通分野につきましては、生活交通を確保するためのおでかけ交通、こういったところにも取り組んでおりますし、最近は新型コロナウイルス、燃油価格高騰、こういった影響で交通事業者も非常に厳しい状況がございまして、そういったところについての支援も行っているところでございます。それからほかには、住環境整備ということで暮らしやすく安全な住環境の形成、こういったところにも取り組んでまいったところでございます。今後も、これらの取組を通しまして、人や企業が集まり、にぎわいのある、活力のあるまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、引き続き御支援のほどよろしく願いいたします。

議案の内容につきましては、引き続き総務部長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） 総務部長。

○総務部長 それでは、建築都市局所管の議案につきまして御説明いたします。なお、金額の説明は万円単位とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳出決算の総額について御説明いたします。

建築都市局所管の一般会計と6つの特別会計を合わせた歳出決算の総額は、予算現額227億4,334万円に対し、支出済額177億1,309万円です。翌年度繰越額36億7,465万円を含めた執行率は94%となっております。

次に、歳入歳出決算のうち主なものについて、令和4年度歳入歳出決算事項別明細書により議案順に御説明いたします。

まず、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち、建築都市局所管の歳入決算について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。9行目、17款1項10目建築行政使用料の収入済額は61億5,356万円で、市営住宅使用料や市営住宅駐車場使用料などです。

24ページをお願いいたします。10行目、18款2項8目土木費国庫補助金の収入済額87億3,467

万円のうち所管分は13億2,996万円で、折尾地区の街路事業などに係る国庫補助金です。

下から7行目、18款2項10目建築行政費国庫補助金の収入済額は14億891万円で、市営住宅の建設や維持管理、耐震改修などに係る国庫補助金です。

以上、御説明した歳入のほか、事業の財源に充てられる市債などを含めた建築都市局所管の一般会計の収入済額は126億6,874万円です。

続きまして、建築都市局所管の歳出決算につきまして御説明いたします。

93ページをお願いいたします。1行目、9款5項1目都市計画総務費の支出済額は5億5,296万円で、地域の生活交通を確保するおでかけ交通支援事業などに要した経費です。また、繰越明許費は1億6,128万円となっています。

下から8行目、9款5項2目土地区画整理費の支出済額は4億4,535万円で、長野津田土地区画整理事業などに要した経費です。また、繰越明許費は919万円となっています。

94ページをお願いいたします。4行目、9款5項3目街路事業費の支出済額58億9,592万円のうち所管分は21億1,960万円で、折尾地区総合整備事業の連続立体交差事業や街路事業などに要した経費です。また、繰越明許費31億3,924万円のうち、所管分は16億3,610万円となっています。

96ページをお願いいたします。10行目、9款5項7目再開発事業費の支出済額は7,356万円で、魚町三丁目5番地区優良建築物等整備事業における、次世代仕様のオフィスビルB I Z I A小倉建設に対する整備費の一部補助などに要した経費です。繰越明許費は7,760万円となっています。

100ページをお願いいたします。2行目、11款2項1目建築総務費の支出済額は2億9,205万円で、住むなら北九州定住・移住推進事業などに要した経費です。

下から10行目、11款2項2目住宅管理費の支出済額は35億8,540万円で、市営住宅の維持管理に要した経費です。

101ページをお願いいたします。下から7行目、11款3項1目公営住宅建設費の支出済額は14億3,762万円で、老朽化した市営住宅の計画的な集約建て替えの推進などに要した経費です。また、繰越明許費は8億4,936万円となっています。

102ページをお願いいたします。5行目、11款3項2目改良住宅建設費の支出済額は9,588万円で、老朽空き家等除却促進事業などに要した経費です。

下から9行目、11款3項3目既設住宅改善費の支出済額は12億6,956万円で、市営住宅の外壁長寿命化工事などに要した経費です。繰越明許費は1億370万円となっています。

以上、御説明した歳出を含め、建築都市局所管の一般会計の支出済額は137億1,282万円、繰越明許費は28億4,849万円です。

続きまして、建築都市局所管の6つの特別会計について御説明いたします。

まず、議案第126号、令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算についてのうち、建築都市局所管分について御説明いたします。

154ページをお願いします。一番下、歳入合計の収入済額33億8,651万円のうち所管分は28億1,481万円で、折尾土地区画整理事業に係る国庫補助金や一般会計からの繰入金、市債などです。

156ページをお願いします。一番下、歳出合計の支出済額31億5,003万円のうち所管分は26億2,296万円で、折尾土地区画整理事業に係る移転補償や宅地整備などに要した経費です。また、繰越明許費は、9億4,711万円のうち所管分は4億6,753万円となっています。

続いて、議案第127号、令和4年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算についてを御説明します。

この会計は、換地処分を終えた市施行の土地区画整理事業の清算事務を行うために設置しているものです。

159ページをお願いします。一番下、歳入合計の収入済額は123万円で、清算徴収金と前年度からの繰越金です。

160ページをお願いします。一番下、歳出合計の支出済額は4,000円で、土地区画整理事業の清算事務に要した経費です。

続きまして、議案第130号、令和4年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算についてを御説明いたします。

この会計は、地域改善へ向け、住宅新築資金等の貸付事務を行うために設置しているものです。平成8年度末で新規の貸付けを廃止しておりますので、現在は既存の貸付金の償還事務のみを行っています。

178ページをお願いします。一番下、歳入合計の収入済額は2億6,678万円で、貸付金元利収入と前年度からの繰越金です。

179ページをお願いします。一番下、歳出合計の支出済額は1万円で、貸付金の償還事務に要した経費です。

続いて、議案第131号、令和4年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち、建築都市局所管分について御説明いたします。

この会計は、土地の先行取得を行うために設置しているものです。

182ページをお願いします。一番下、歳入合計の収入済額13億4,960万円のうち所管分は8億6,825万円で、土地の先行取得に係る市債などです。

183ページをお願いします。一番下、歳出合計の支出済額13億4,945万円のうち所管分は8億6,825万円で、門司港地域複合公共施設整備事業に係る土地の先行取得などに要した経費です。

続きまして、議案第132号、令和4年度北九州市駐車場特別会計決算についてを御説明いたします。

この会計は、市内4か所の市営駐車場の維持管理などを行うために設置しているものです。186ページをお願いいたします。一番下、歳入合計の収入済額は7億1,989万円で、駐車場の使用料収入や前年度からの繰越金などです。

187ページをお願いいたします。一番下、歳出合計の支出済額は2億8,341万円で、駐車場の維持管理などに要した経費です。また、繰越明許費は1,862万円となっています。

続きまして、議案第138号、令和4年度北九州市学術・研究都市土地区画整理特別会計決算についてを御説明いたします。

この会計は、北九州学術研究都市北部土地区画整理事業を行うために設置していたものです。土地区画整理事業の完了に伴い、令和4年度末をもって特別会計を廃止しております。

221ページをお願いいたします。一番下、歳入合計の収入済額は5億5,765万円で、一般会計からの繰入金や前年度からの繰越金などです。

222ページをお願いいたします。一番下、歳出合計の支出済額は2億2,561万円で、公債償還特別会計への繰出金などの経費です。

主な歳入歳出決算の御説明は以上です。

最後に、令和4年度指定管理者の評価結果につきまして御説明いたします。

タブレットの指定管理者の評価結果の3ページをお願いいたします。今回御説明いたします施設は、通し番号13番の市営住宅でございます。市営住宅は、管理戸数約3万3,000戸につきまして、指定管理者制度等により北九州市住宅供給公社が管理運営しています。総合評価の評価ランクにつきましては、施設の設置目的の達成、効率性の向上等、また適正な管理運営などの評価を踏まえ、適正と認められるCとしております。

以上で建築都市局所管の議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） 交通局長。

○交通局長 交通局でございます。よろしくをお願いいたします。

委員の皆様には、日頃から交通事業に対しまして御支援をいただき、誠にありがとうございます。本日御審議いただきます令和4年度決算でございますが、約3億円の赤字という大変厳しい結果となっております。全国的なものではございますが、乗合収入の減、8割を超える赤字路線の維持、運転者の不足、燃料費の高騰など困難な課題に直面してございます。このままでは市営バス事業の維持は困難ではという厳しい御意見もいただくようになってまいりました。まずは、このような厳しい状況を皆様にきちんとお知らせしながら御議論いただかないといけません。私ども交通局としては、事業の存続のために経営改善にさらに取り組み、関係部局との協議など、これからも局を挙げてしっかり取り組んでまいり所存でございます。引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、決算の詳細につきまして局次長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） 交通局次長。

○交通局次長 それでは、議案第145号、令和4年度北九州市交通事業会計決算につきまして、お手元の北九州市交通事業会計決算書に基づき、御説明いたします。

タブレットの6ページをお願いいたします。

なお、画面には冊子の見開きがページごとに表示されますので、表示に合わせまして御説明いたします。説明は、消費税込みの金額で、万円単位とさせていただきます。

まず、(1)収益的収入及び支出です。これは、企業の経営活動から生じる収益と費用です。上の欄の収入は、1行目が第1款自動車運送事業収益で、2行目の第1項営業収益以下、記載の区分となっております。下の欄の支出は、1行目が第1款自動車運送事業費で、2行目の第1項営業費用以下、記載の区分となっております。

それでは、決算額について御説明いたします。

タブレット7ページをお願いいたします。上の欄の1行目は、第1款自動車運送事業収益で、決算額は18億6,529万円となっております。

このうち、2行目は、乗合収入や貸切り収入など、主たる営業活動から生じる収益に当たる第1項営業収益で、決算額は16億1,313万円、予算に比べまして、右の欄ですが、3億2,404万円の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗合収入や貸切り収入が予算額を大きく下回ったことなどによるものでございます。

3行目は、一般会計からの繰入金などに当たります第2項営業外収益で、決算額は2億4,716万円となっております。

次に、下段です。1行目は、第1款自動車運送事業費で、決算額は20億6,294万円となっております。このうち、下の段2行目は、職員給与費、燃料費、修繕費など、主たる営業活動に要する費用に当たります第1項営業費用で、決算額は19億6,779万円、不用額は、右2つの欄、8,558万円となっております。これは、職員給与費などが予算額を下回ったことなどによるものです。

3行目は、消費税や企業債の支払い利息などに当たります第2項営業外費用で、決算額は9,514万円となっております。

この結果、収支差引きは1億9,764万円の赤字となっております。

次、タブレットの8ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出です。これは、固定資産の増加に係る収入と費用です。上段の収入は、1行目が第1款自動車運送事業資本的収入で、2行目の第1項企業債以下、記載の区分となっております。下段の支出は、1行目が第1款自動車運送事業資本的支出で、2行目の第1項建設改良費以下、記載の区分となっております。

決算額について、タブレットの9ページをお願いいたします。まず、上段の1行目は、第1款自動車運送事業資本的収入で、決算額は6,155万円となっております。

このうち、下段です。第1項企業債で、決算額5,970万円、下の2つで、4行目ですが、第3項県支出金で決算額185万円となっており、バスの改修やバス停整備の財源として充当しています。

次に、下の段の1行目です。第1款自動車運送事業資本的支出で、決算額は1億4,211万円となっております。

このうち、2行目、下の段です。バスの改修や施設の整備等に要する費用に当たります第1項建設改良費で、決算額は7,786万円です。その右側の欄、翌年度繰越額ですが、8,758万円となっております。これは、EVバスやマイクロバスの導入経費を令和5年度に繰り越した事などによるものでございます。

3行目は、第2項企業債償還金で、決算額は6,425万円となっております。

なお、前ページとまたがりまして、見づらくて恐縮でございますが、一番下の欄外になります。資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額は8,056万円となっております。現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定留保資金などで補填をしております。その結果、決算書に記載はございませんが、単年度資金収支は2億9,702万円の赤字となり、令和4年度末の資金剰余は3億6,050万円に減少しております。

タブレットの10ページ以降に、令和4年度末の経営成績であります損益計算書や、財政状況である貸借対照表などを掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で令和4年度北九州市交通事業会計決算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 市営住宅について伺います。

まず、市営住宅の有効活用ですけれども、本市の市営住宅の管理戸数が3万2,532戸、その2割の6,068戸が空き家になっています。ところが、令和4年度の市営住宅の募集戸数は563戸で、空き家の1割にも満たない数です。それに対して応募は4,800人、倍率は8.5倍にもなっています。なぜ修繕、募集をしないのですか、伺います。

次に、市営住宅家賃におけるコロナ給付金の収入算定について伺います。

コロナ禍の持続化給付金、感染拡大防止協力金など、国や県のコロナ支援の給付金、協力金などが収入に加算されて公営住宅の家賃が引き上げられる問題で、政府は昨年4月22日、所

得金額の認定に当たって、公営住宅の事業主体が給付金等を除外することが可能であるとの見解を示しています。本市はこの見解を踏まえて、他都市の取扱いを確認して検討したいという答えでしたが、その後どうなっているのでしょうか。

次に、市営住宅の収入申告免除についてですね。認知症である方の収入申告の免除が可能になって、さらに、医師の診断書が必要でしたが、それが介護従事者からの意見書で代用することができるように緩和されて、ホームページにも掲載されて、非常によかったなと思っています。そこで、収入申告、未申告の方について伺いたいなど、去年は453人が未申告で、ふれあい巡回員の訪問が13件、家賃が上昇した件数が10件ということでしたが、今のところの未申告者数、そして、今現在のふれあい巡回員の数と体制、ふれあい巡回員がどのように回っていくのか分かったら教えてください。

それと、市営住宅の草刈りとごみステーションの設置について伺いたいと思います。

市営住宅の草刈りは、住民が行うのが原則だということですがけれども、高齢化も進み、草刈りができないと。草刈りに参加できなくて罰則金を求められると。こういう状態で、住民からはセメントで埋めてほしいとか、市が刈ってほしいと言われてはいますがけれども、市が草刈りをする場合の条件、そして、セメントで埋めてくださいとかということへどのように対応されているのか伺います。

そして、もう一つが市営住宅のごみステーションです。新しく建設される集合住宅などは、ボックスタイプのごみステーション設置が義務化されているんですけども、今の市営住宅には、カラスにつつかれるようなごみステーションもたくさんあるんです。市営住宅の敷地にはまだ余裕があると思うので、それに対してボックスタイプのごみステーションを設置してほしいと思いますけれども、それが設置できる場合の要件を教えてください。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 3点いただきました。まず、1点目の市営住宅の有効活用につきまして、空きがあるのに、なぜ募集をしないのかという問いがありました。それについてお答えいたします。

まず、昨年度は912戸の募集をしております。先ほど委員がおっしゃられましたのは空き家募集だけの数になりますので、全体では912戸の募集となっております。限られた予算でございますので、その予算を効果的に執行していくことを念頭に置きまして市営住宅の募集を行っております。現在は、高齢者の応募が多い状況ですので、そういった方々向けに、町なかの利便性のよい団地の1、2階の低層階や、あるいはエレベーターのある棟の住戸を中心に募集、修繕工事を行っております。また、部屋の状況につきましても、長年市営住宅を使われている方の平均の入居期間は20年間で、傷みの激しい部屋も増えているところでございます。そのため、傷みの少ない部屋から優先的に工事を実施しながら修繕費の節減を図っているところでござい

ます。今後もこういった取組を進めながら、市民ニーズの高い住戸の募集を積極的に行っていきたくて思っております。以上でございます。

2点目でございます。コロナ禍における持続化給付金について御質問いただきましたので、お答えいたします。

新型コロナの感染症対策としまして、国や自治体の給付金につきましては多種多様なものがございます。その中には課税、非課税などがあるため、収入認定に当たりましては、その都度判断する必要があると考えております。先ほど委員からもお話がありましたとおり、令和4年4月に、山添参議院議員が国に質問主意書という形で問合せをされまして、そのことについて国は、公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例についてにおける退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入に該当するものとして取り扱い、所得金額の認定に当たりましては当該持続化給付金などの額を除くことは可能である旨の見解を示されております。本市におきましては、このような持続化給付金などにつきましては、事業所得として税法上の課税所得として取り扱われており、事業者の収入が減少したことに対する補填を目的として支給されることから、本市においては現時点では収入認定すべき所得として取り扱うこととしております。なお、今後、給付金につきましては、取扱通知が国から発出された場合は、その内容を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

最後に3点目なんですけども、収入申告に関しまして、認知症の方の収入申告免除の取り扱いについてでございます。

先ほど委員からもありましたように、令和5年3月末時点の未申告者数につきましては453人となっております。収入申告につきましては、毎年6月に収入申告の書類を各入居者に送りまして、7月末をめどに締切りを設定しております。その後も、翌年の3月までに申告をしていただくよう、電話連絡や、あるいは訪問、また文書などをもって依頼をしているところでございます。誠に申し訳ないんですけども、直近の未申告者数は把握しておりません。

現在、ふれあい巡回員がどのような活動をして収入申告の支援を行っているかということのお話がありましたことにつきましてお答えいたします。

ふれあい巡回員は、市営住宅に入居されている65歳以上の単身高齢者の見守りや、あるいは悩み事の相談、また、管理人が不在の団地もございまして、管理人不在団地を補完する役割を担っていただいております。現在、14名のふれあい巡回員が在籍されておまして、日頃から高齢者の方々には訪問や、不在の場合は電話をして状況の確認をさせていただいております。そうした中で、今回、収入申告の免除制度ができましたので、必要に応じて地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、必要な場合は一緒に訪問して、収入申告の支援あるいは収入申告免除の支援を行っているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君）住宅保全・活用担当課長。

○住宅保全・活用担当課長 草刈りのごみステーションに関する質疑がございましたので、お答えいたします。

まず、草刈りでございますが、市営住宅の住まいのルールとしては、委員がおっしゃられたとおり、入居者で草刈りを行うというルールになっております。とはいえ、今の市営住宅は高齢化が進んでおりまして、夏も熱中症が懸念されるほど猛暑が続いております。そこで今、高齢者が草刈りしづらいようなところ、例えば危険を伴うのり面ですとか、大きな木のせんで、それから、どうしてもフェンス際など草が生えてもなかなか刈ることができないところについては、逆に草が生えないようにコンクリートで固めるなどの措置を市の負担で行っているところでございます。

それから、ごみステーションにつきましては、委員がおっしゃられたとおり、カラスの被害とか最近多うございますが、既設の市営住宅でどうしてもごみステーションを追加設置して欲しいと言われた際は、環境局と協議いたしまして、ごみステーションの設置というものを行っております。ただ、環境局も収集作業に支障を来さないようにという形で、ごみ置場の標準仕様というものがございます。それが、コンクリートブロックを積み重ねたような三方腰壁がつく形のごみステーションでございまして、これがカラスの被害によく遭うということでございます。今年度に入りまして、環境局環境センターと協議いたしまして、何とかこれに対応するために、最近では既製品の回収ボックスなどありますので、その辺の設置が可能かどうかというものも協議を進めております。ただ、収集作業に支障のないような形で設置するということが環境局の方針でございますので、その辺については団地ごとに設置場所ですとか設置の広さなどが異なってきますので、個別に相談に応じて協議しながら進めていく方向で取り組みたいと考えております。ボックスにつきましても、既製品というのであれば安価な形で入るものもございまして、その辺については環境局の補助事業もございまして、コンクリートブロックで設置しているところもこれに置き換えることができるのかどうかというものも協議しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。今の草刈りのごみステーションの問題ですけれども、のり面とか危険なところは草刈りを行ってくれるということなんですけど、最初に言いましたけれども、高齢化で草刈りができないと。先ほど、熱中症とかも言われましたけれども、本当にそんな状態の中で罰則金を求められると。いっそ草が生えんようにしてくれというのが多くの声なんです。ですから、個別具体的にということなので、そのところは住民の高齢化ということを踏まえて対応していただきたいと思っております。

ごみステーションについてです。北九州市営住宅条例には、健全な地域社会の形成ということで、周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資すると。良好な居住環境の確保というこ

とで、市営住宅は安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものとなるように整備をするものとあります。そして、附帯施設の基準ということで、施設内には自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。こういうふうに市営住宅条例の中に書かれているわけでありまして、ごみステーション設置、簡単なボックス型のもありますので、それは補助制度もありますと言うのではなくて、大家としての市がここでごみ置場をしっかりと、カラスに攻撃されないごみ置場を作っていくのが義務だというふうにはここは書かれていると理解していますので、ぜひ設置していただきたいと思います。

次に、収入申告でコロナ給付金などが収入認定される問題ですけれども、この収入超過によって、北九州市の中で追い出された方はいらっしゃいますかね。分かれば教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 収入超過者についての住宅の明渡しは、努力義務ということになっております。実際に、明渡しの義務が課せられるのは高額所得者という言い方をしていますけれども、コロナ給付金に伴いまして高額所得者になったという方は、今のところ報告は受けておりません。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 昨年の決算特別委員会でも言ったんですけど、コロナ禍で営業を続けて頑張ってきた方々が、営業を継続するために給付されたコロナ給付金が原因で、それで家を追われるとか収入超過で家賃が上がるということになったら身も蓋もないと思いますので、そのところはもっと検討していただきたいと思います。

収入申告の未申告者数は、今のところは分からないとのことですかね。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員、質問ですね。

○委員（出口成信君） 質問です。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 7月末で締め切りまして、今、集計作業等を行っております。現在、何人が未申告になるかというのは私たちには届いておりませんので分かりません。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） そしたら、認知症等で免除になった方がいらっしゃったら教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 収入申告義務の免除の対象者は、認知症の方とか精神障害者あるいは知的障害者、またこれらに準じる方々を対象にしております。9月1日時点で免除の申出があった方は5名いらっしゃいまして、5名全ての方について決定を通知しております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） これはどこから出ています、申告の免除に関して、介護従事者から出ていますかね。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 まず、5名の方のうち2名は介護従事者からの意見書がついております。その他の3名の方は障害の方ですので、2名の方が介護従事者の方からのお申出になっております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。それでは、市営住宅の有効活用について、何で1、2階が空いているのに入れてもらえないのかと、私のところにも多くの方々から、議員の皆さんにも、そういう要望が出ていると思うんですね。令和5年4月段階で市営住宅の1階の空き家が958戸、2階の空き家が985戸、合わせて1,943戸で、ほぼ2,000戸ですね。倍率の高いところや1、2階の募集とかをかけているんだという話なんですけど、なぜこんなに空いているのかという理由を教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 空き家の発生する理由なんですけど、いろいろな原因があると思います。まず、先ほど申し上げましたとおり、利便性の高いところは比較的集中して募集もかけていますので空き家は少ないところなんですけども、郊外や利便性の低いところは空き家が多く発生しているところがございます。また、町なかの利便性の高いところにつきましても、1、2階やエレベーターのある住戸も、例えば死亡事故が発生したり、あるいは火災があったりとか、また住み替えで調整中の住戸もございます。さらに、募集をかけている部屋もございます。一見して空き家と思われるところにつきましても、実際は手続の途中というところもございまして、そういうところが空き家に見えるというか、空き家が発生している理由でございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 利便性の高いところとか、高齢者の方が優先して入れるようなところを募集かけているというお話だったんですけど、そしたら、ふれあいむらに32戸もの空き家がある。これはなぜ、修繕して募集をかけていないのか教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 ふれあいむらについては、高齢者が安心して暮らせるための高齢者向けの住宅でございます。募集につきましても、優先的に募集をかけているところがございます。今年の4月1日時点では32戸の空き家があったということなんですけども、今年度の退去状況等を見据えながら募集の計画を考えておりまして、なるべく空き家が発生しないように努めていき

たいと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 共益費についてなんですけど、市営住宅の住民から、団地内の外灯、階段灯、エレベーターの電気代、散水栓の水道代など共同で使用する費用である共益費を家賃とは別に徴収されていますけれども、その計算が管理戸数で計算されて徴収されるために、徴収を受け持つ町内会として、居住者を増やしてくれないと、今の居住者のみで分担負担しないといけないのはたまらないと。空き家をすぐに募集して入居させてほしいと何度も訴えられていますけれども、そういうことは御存じでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅は、市内全体では379団地、1,379棟ございます。いろんな団地の住民の方々から日々、住宅供給公社あるいは市にも御要望をいただいております。そのような声を真摯に受け止めながら、応募のニーズがあるところにつきましては募集をしていくようにしているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 市営住宅の決算で、歳入と歳出で差引き30億円、20億円の市債の償還、残り10億円が黒字ということ、中長期的な収支の中で活用されているんだと。長いスパンで見るとんとなんになるよというような考えなんですけど、公共住宅ですから、福祉の観点で見ることが大切だと思うんです。ヨーロッパは、住宅というものが社会保障制度の対象になっているんですね。日本の中でも、生活保護の住宅扶助や住宅確保給付金とか、こういうものはあるかもしれませんが。

こうした中で、昨年12月にまとめられた、岸田政権下で設けられた全世代型社会保障構築会議の報告書には、今まで安倍、菅政権になかった住まい政策を社会保障の重要な課題と位置づけて、必要な施策を本格的に展開すべきということが政府の文書に明記をされたんですね。これ画期的なことだと思います。そして、公営住宅法には、目的として、この法律は国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住居を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると。また公営住宅の供給に関しては、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため、必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとあるんですね。採算を家賃で賄おうとかということではなくて、社会保障制度の中に公営住宅があるんだということを改めて認識して、改修をして募集を増やしていただきたいと思います。私からは以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からも、市営住宅のごみステーションについてはよろしくお願いをし

たいと思います。少なくとも共同住宅である以上は、その人たちがごみを出すわけですから、そうすると道路の占有率も大きくなっていくわけですよ。そして、そこでカラスにつつかれて、それを掃除するのも高齢者という状況になっているわけです。ですから、そういった状況を少しでも改善していくためにも、できる限りのごみステーションの整備というのをさせていただきたいとお願いをしておきます。

それから、私から建築都市局には、指定管理者の件数、先ほどの話では13件あると言われましたけれども、そのうちの1社応募は何件あるかということ。

それから、建築都市局単独の入札について、これに一定の条件をつけることがあるのかどうか。いわゆるプロポーザルでやることがあるのかどうなのかということ。

それからもう一点は、モノレールの施設改善、令和4年度の決算では施設の改善と維持修繕事業として1億6,915万円が支出されておりますけれども、長寿命化事業とのすみ分けはどうなっていますかということをお伺いします。

それから、おでかけ交通事業では路線空白地の解消、それから買物、通院支援を実施されておりますけれども、中規模店舗、例えばサンリブとかマルショクなどが撤退をする、そして、買物難民となる人たちが増えておりますけれども、そうした情報についての把握はされているかどうかお伺いします。

それから、下関北九州道路について、令和4年度は2,744万3,000円の支出で、ルート帯の福岡県側の陸上部について調査検討したとありますけれども、令和5年度予算では、やることは同じなのに金額が半減をしています。その理由と整備促進費の増額の理由についてお知らせください。

それから最後に、区域区分の見直し関係について、令和4年度決算では2,381万9,000円となっております。今後、原案を作成して縦覧を行う予定でありますけれども、その縦覧の方法についてお伺いします。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 総務課長。

○総務課長 委員の御質問にございました指定管理者、1社応募がどれだけあったかという件数でございますが、建築都市局で所管しております業務につきまして、全部で4件ございまして、そのうちの2件が1社応募となっております。

○主査（松岡裕一郎君） 条件付プロポーザル公募について答弁ございませんか。総務課長。

○総務課長 条件付公募につきましては1件ございます。昨年、プロポーザルで折尾のまちづくり記念館を発注してございます。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 まず、モノレールの施設改善維持修繕事業についてお答えいたします。

1億6,900万円でございますけれども、内容といたしましては、分岐器の修繕、点検、ホーム

部の昇降設備の点検、修繕、あとは軌道敷の点検、修繕ということで1億6,900万円を市で負担しております。この考え方につきましては、モノレールについてインフラ部とインフラ外部という分けになっておりまして、車両とか変電所とかはインフラ外になってモノレール会社の所管、それ以外のところをインフラということで市が所管しておりまして、運行に関わるインフラ部のところを建築都市局が負担しているというものでございます。建設局の長寿命化とのすみ分けでございますが、建設局は主に道路と一体になるインフラを所管しておりまして、具体的に申し上げましたら、軌道桁と支柱、また駅舎のく体そのもの、こういったものを建設局で手当てしているところでございます。

もう一件、おでかけ交通に関係して、大規模店舗の閉店によって買物難民が発生していることを把握しているかというお問合せでございますが、こちらにつきましては、申し訳ございませんが、建築都市局で店舗の閉鎖で買物難民になったことを網羅的に把握しているというものはございません。包括的にそういったものを支援するものとしましては、いのちをつなぐネットワークで買物応援という形で、この中には店舗の運営する送迎バスでありますとか移動販売とか、私どもが所管するおでかけ交通というものも入ってまいります。こういったものを組み合わせて買物難民という方々を支援していこうと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路の件につきまして2点質問をいただきました。

まず1点目、概略設計の予算についてでございます。令和3年度から、環境影響評価、それから都市計画手続に向けた調査設計、概略設計を進めております。令和4年度につきましても、環境影響評価、それから概略設計の修正ということで予算を執行しております。令和5年度の予算につきましても概略設計の修正費用ということで計上しておりますが、この理由ですが、関係者が多いというのが一つございまして、国、それから2県2市で行っております。それから、警察等の関係機関もございまして、こうした協議を行う中でどうしても修正を行う必要性が生じまして、そのあたりに時間を要し、予算も要しておいというところでございます。

それから2点目、整備促進費について、令和5年度が令和4年度に比べて高いのはなぜかというところでございます。整備促進大会は、地元の機運を盛り上げていくという目的の下に、下関市と北九州市で毎年、交互開催をしております。令和4年度は、下関市で開催しまして、令和5年度は北九州市で、10月22日に開催する予定となっております。北九州市の場合、リーガロイヤルホテルで行う予定ですがけれども、会場の使用料が高いというところもありまして、今年度の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画課長。

○都市計画課長 区域区分見直しにおけます縦覧の方法についてお答えします。

都市計画手続に基づきます縦覧ですけど、2種類ございまして、まず都市計画原案の縦覧で

ございます。これは、先週の金曜日、9月15日から9月29日まで行っておりまして、場所は都市計画課、それから各区役所コミュニティ支援課で、実際に、どれぐらいの面積が調整区域になるか、それとあと具体的な図面を置いておりまして、見ていただきながら、公述の申出があれば公述の申出の申請をしていただくという形になります。さらには、都市計画案の縦覧というのがもう一つあります。来年の2月ぐらいを予定しておりますけども、これにつきましては都市計画案における意見書の提出を促すために、同じように資料を掲示して見ていただきながら、意見があれば意見書の提出をしていただくという方法でございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）ありがとうございます。指定管理者の件数ですけど、13件中の4件で間違いないですか。

○主査（松岡裕一郎君）総務課長。

○総務課長 委員お尋ねの13件ですが、資料の13番という意味ではないでしょうか。指定管理は4件でございます。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）4件ですね。そのうち1社が。

○主査（松岡裕一郎君）総務課長。

○総務課長 1社応募が2件ございました。プロポーザルがそのうち1件ということでございます。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）1社応募が2件で、そのうち1件がプロポーザルですね。参考までに聞きたいんですけども、BONJONOの契約はどのような形だったんですか。プロポーザルですか。

○主査（松岡裕一郎君）事業推進課長。

○事業推進課長 BONJONOの土地の購入につきましては区画整理事業地になっておりまして、その土地ですね、保留地もしくは換地、これを事業者に分譲いたしまして、事業者がそこに住宅を建てている形になっております。この分譲をしたものですけども、UR施工ですので、URさんの換地もしくは保留地をURが事業者に対して公募をかけまして、それで入札をして事業者が決まっております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そしたら、その上屋はどうなってるんですか。上屋の契約はしていない。

○主査（松岡裕一郎君）事業推進課長。

○事業推進課長 上屋につきましては、事業者さんが土地を買って、御自分で建物を建てられて分譲しております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）次に、モノレールに行きますけれども、軌道敷等の維持修繕費用の負担に関する協定に基づいて、インフラ部分に当たる桁、それから支柱、駅舎などの維持修繕となっているわけですね。それで、駅舎の修繕業務、それから雨漏りや老朽化などによる緊急的な修繕業務、これは別途支出されていますよね。ここら辺のすみ分けがよく分かんのですよ。先ほど課長答弁していただいたインフラ、それから道路に面する部分ということについては、この修繕費の中にも桁が入っているよね。そういうすみ分けが分かりづらいんですよ。ちょっと教えてください。

○主査（松岡裕一郎君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 先ほどの説明が分かりにくかったということで補足させていただきます。まずインフラ部分とインフラ外に分かれまして、インフラ外についてはモノレール会社の負担です。これは、主なものは車両とか変電所とか通信設備とか、そういったものでございます。それ以外のところがインフラ部分となって、市が負担するものでございまして、その中で建設局が負担しているものが道路と一体になるものでございます。具体的に申し上げますと、支柱と桁と駅舎のく体部分でございます。先ほど委員が例示で挙げました駅舎の雨漏りを例に取りますと、例えば、雨漏りの原因が、駅舎の外壁に穴が開いて、そこから水が入ってきているという話であれば建設局が対応します、駅舎のく体ですから。ただし、もともと雨が入る部分なのに中の営業部分のところで水が漏れてきたという場合であれば、モノレール会社の所有部分でなければ、建築都市局が対応するという形になっております。複雑で申し訳ございません。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）なかなか難しいすみ分けやなと思いますけれども、分かりました。

それから、買物難民に対する施策なんやけども、ぜひ情報を共有してほしいんですよ。近所のスーパーを使っている市民はいっぱいいますから、そのスーパーがいきなり退去するということになったら、明日からの買物はどうしたらいいんやろうかと、市民困っていますから。今までは各地域に市場があって、市場の近所にこういうスーパーが建って、市場がなくなりました。そして今度は、スーパーが建っていたけど、スーパーが撤退してなくなる。どこで買物をしたらいいんだという人たちがいっぱいいらっしゃいますので、ぜひこういう情報は共有していただいて、これは交通系として何とかせないかんよねというようなことを考えていただきたいなと思います。

それから、どうしても出てしまった買物難民に対応するために、隣町のスーパーに直行便が出せるような考え方も一つ持っておいていただきたい。そして、地域の公園とかを起終点にして直行便を出してあげるとか、そういう考えも持つってほしいなと思います。

それからもう一つ、自由経路型の乗合タクシーなんですけれども、4路線のうち3路線が既に廃止になっています。その理由と課題、まだ廃止となっていない高尾地区の現況についてお尋ねします。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 自由経路型おでかけ交通、相乗りタクシーの現状でございますけれども、廃止になったのが4路線のうち3路線とおっしゃいましたけれども、順次申し上げます。南丘校区につきましては、利用状況がよくないということで廃止になりました。これは、地元で利用促進を行って継続するかということで協議したんですが、そこまでには至らないということでございます。志井校区、これも小倉南区で、こちらはずっと運行してきたんですけれども、実態が、特定の方1人がずっと使っているという状況でございます、これは制度の活用方法としてよくないということで、地元も問題視していただいて、利用促進に取り組んでいたんですけれども、結局1人の人しか利用がないということで廃止になりました。高尾地区のお話が出ましたけれども、実は高尾地区も今、運行休止の状態になっておりまして、利用の予約が入っていないという状態で、実質動いていないということでございます。今、唯一運行しているのが葛原地区でございます、今年の4月から運行開始しています。もともと地元の要望も強かったですし、ある程度人口がまとまっているにもかかわらず、道路が狭くて交通がないという地域でございましたので、今のところ順調な滑り出しを見せております。4月から7月までの4か月間でございますけれども、355の方が利用していただいております、相乗り率も1.6人ということで、2便に1便は2人以上で使っているという非常によい状況です。本当に地域の足として使われているなど感じております。

相乗りタクシーの状況につきましては以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それぐらいの状況が生まれたのは初めてやないかなと思います。課題を少しずつ整理しながら取り組んでいく必要があると思いますので、ぜひ検討をお願いします。

それから、下関北九州道路ですけれども、ちょっと分かりにくいんですが、先ほどの答弁では、関係者が多いということで、関係者が多かったら僕は費用は増えるんやないかなと思うんです。令和5年の調査検討について、2県2市で調整中となっていますよね。この具体的な内容というのはどうなっていますか。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 調査検討費用について令和4年度より令和5年度が安くなっていると。令和3年度にまず基本的な設計を行いまして、その後修正ですので、修正というのは当初に比べれば金額というのは低くなってまいります。国と2県2市、こちらで道路線形について調整をしています。役割分担としましては、海上部を国が行い、福岡側の陸上部を北九州が

行い、山口側の陸上部は山口県が行うということで行っております。ですので、そのあたり関係者間で道路線形等の調整を行う必要があるということで、その修正で費用を要しているという状況でございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 整備促進費は、国、県、市という形で関係者が多いということで、前年度に比べ倍額になっているという理解でよろしいんですか。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 今、私が御説明しましたのは概略設計のほうで、整備促進費というところにつきましては、これは関係者が多くて、それぞれ出し合っていますので、関係者が多から増えたというふうなお話ではございません。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） リーガロイヤルホテルで実施することから高くなったということではないんよね。だって、倍になっていますよね。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 確かに、会場費で昨年度より高いというところはございますし、そのほかでは、事業化に向けて機運を盛り上げていくということで、パンフレットについても以前より増やす必要などがありますので、整備促進費が増額となっております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 令和4年度が100万円、令和5年度が200万円の予算ですよ。何も決まっていない状況でパンフレットを新しくするんですか。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 我々としましては、令和3年度から環境アセスメントを進めております。方法書も作って地元への説明会も開催しておりますし、概略設計も並行して行っているところです。概略設計の内容を対外的に御説明できるところまでには至っておりませんが、市として事業は進んできていると認識しています。それに際しては、対外的にこの取組をしっかりアピールしていきたいという思いを持っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） あと区域区分ですけれども、ぜひ市民センターで縦覧してほしいということを最後をお願いして、終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 自民党です。ちょっと要望がありましたので、まず質問させていただきたいと思います。

D Xは今、デジタル市役所推進室があって、そこが中心となって今後やっていかなければいけません、窓口が便利になっていくこと、例えば建築都市局でいきますと、証明書等を発行した場合のキャッシュレス決済といったこと、やはり今、国もD Xを進めていこうということなんで、地方自治体も全ての局が便利になるようにしていかなければいけないと思います。その中で、まず今回は、例えば建築審査課などで証明書を発行していますよね。そしたら、納付書を持って市役所の1階に行って、そしてまた上に上がっていかないけんとかという手間がかかる。これを少しでも便利にしていくということが大切なことですが、これを今後どういふふうに考えておりますか、それをお聞かせください。今のままでやるのか、それとも前向きに考えていくのか。

○主査（松岡裕一郎君） 建築審査課長。

○建築審査課長 先ほどの御質問ですが、建築審査課でやっています台帳記載事項、建築証明と言われるものですが、これを交付する際に、手数料につきましては1階の会計室で払い込んでもらいまして、領収書を持ってきていただいて、証明書と引換えているところであります。窓口に来られる方の中には少し面倒くさいとおっしゃる方もいらっしゃる、そういう声も伺っております。市の手続の簡素化につきましては重要な課題であり、証明書の交付につきましても、キャッシュレス決済を含めた効率化が必要だということは認識しております。改善に当たってはいろいろ課題もありますが、可能な限り、市民や窓口に来られる事業者の負担を軽減する方向で、他都市の事例とかも踏まえまして、デジタル市役所推進室などと連携しながら、もしかしたら少し時間をいただくことになるかもしれませんが、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 前向きに考えていただけるということは非常にありがたいと思います。これは、今のこの部分だけを変えてくれというわけじゃありません。D Xが中心になって、全ての今の市民の皆さんへの行政サービス、いろいろありますが、そういったものが便利に、例えば業者に対してもそうです。まだこれは、建築都市局にあるかないのか分かりませんが、書類の検査のとき、フロッピーディスクに収めて本当は持っていく部分を、まだ役所の担当者が、フロッピーが消えたらどうしようと言ってから、また同じようなものを紙で山ほど持ってこさせたりとかという話も聞きます。だから、こういった無駄なことはなくして、便利になるものはしっかり便利にしていく。これが市民の皆さん、そして地元の業者の皆さんにも役に立つ部分になると思います。そしてまた、管理する側の市役所としても便利になるように今後やっていていただきたいなと思います。今の証明書だけじゃなく、いろんな部分を今後、建築都市局でもしっかりと先頭になって頑張っていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それとあともう一点、先ほど山内委員からも出ましたおでかけ交通、これ私たち小倉南区も非常に今、東谷地区や、都市交通政策課の皆さんが本当にいろんな知恵を出して、そして地元とも話をさせていただきながら頑張っただけでありますが、実際の話、運賃が高過ぎてなかなか乗れない。地元も、少しずつ補助を地元で出していこうとかという話もしていますが、ここを何とかですね。おでかけ交通は、やっぱり市民の足として守っていかないとはいけませんので、何とかここはいろんな知恵を出して、少し予算を上げて、うまくいっている場所とうまくいっていない場所のおでかけ交通もあると思うんですよ。そこは、うまくいっていない場所はどうやってうまくいくのかということもやっていかなければいけないし、その中で、例えばですよ、これは極端な話かもしれないけど、これは僕の考え方で、皆さんいろんな議員の考え方があるかもしれませんが、私は、交通局は今、本当に頑張られて、3期連続赤字になっていますけど、民間でどうしてもできない部分は、公共が補っていかなければいけないから、私は公共の部分は多少の赤字というのは仕方ない部分もあるかもしれない。本当はなるべく赤字が出ないようにしていくことが大事なこともかもしれないけど、まずは市民の皆さんの足を守る、市民の皆さんを安心・安全にしていくということが大事なことです。極端な話、例えば小倉南区にも交通局が入ってこれるとか、そういう提案もいろいろ、せっかく同じ分科会にいるんですから、そうやって、民間に頼んでも、民間は赤字を出してまでは正直言ってできません。だけど、本音の部分で、じゃ、そこの地域を何も無いようにしてしまっ、離れ小島にしてしまうのか。そういうような感覚やないけど、そうなのははいけません。特に東谷は、今日、浜口委員もおられますが、西鉄さんも一生懸命実証実験で1年間、2年間頑張っただけです。そしてまた、今おでかけ交通もしているけど、なかなかやっぱり芽が出ない。だけど、何か絶対足というのが必要ですので、そこは皆さん、私たちも、同じ小倉南区の議員も協力できる部分はしっかりやっていきますので、部長に課長、我々小倉南区の議員にも相談をさせていただきながら、何か解決策を。そして、交通局長も、何かあったら一緒になって、御協力もいただけたらと思いますので、これはもう要望として。都市交通政策課が一生懸命しているのは本当に私たちが分かるので、ぜひこれからもよろしく願いいたします。私は以上です。

○主査（松岡裕一郎君）ほかにございませんか。渡辺委員。

○委員（渡辺均君）建築都市局に1点だけお伺いします。今回、決算特別委員会の局別審査なので、昨年度の本市の取組の観点から1点お聞きしたいと思います。

本市は、経済の活性化、人口増加のために企業誘致を積極的に進めていかなければならないと思っておりますが、残念ながら、企業誘致にしても土地がないというのが大きな問題であります。建築都市局として、市街化調整区域における産業用地確保の取組について、昨年度どのように取り組んできたのか。また、武内市長は人口100万人の復活を掲げており、さらなる企業誘致を進めていくと思われるが、建築都市局として今後はどのように取り組んでいくのか教え

ていただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画課長。

○都市計画課長 産業用地の確保についてのお尋ねでございます。まず、市街化調整区域、基本的には無秩序な市街化を抑制する区域ということで、原則、建物が建てられないというエリアになっております。ただし、市として物流拠点都市を目指すんだという方針を掲げておりますので、インターチェンジ周辺、こういった交通の利便性のいいところにつきましては、市の施策と方向性が合致するとか、あとは具体的な開発計画がある場合につきましては、市街化区域への編入とか、そういったところをこれまでもやってまいりました。例えば、今、小倉東インター周辺でやっています長野津田土地区画整理事業、こういったものもそういった方向性でやってまいりました。

委員お尋ねの今後の新しい市政についてなんですけれども、今年度末に新ビジョンというものが出てくると思います。まだ我々のところには、どういったまちづくりの方向性になるかというのははっきり分かりませんが、いずれにしましても、こういった新ビジョンの動向を注視しながら、適切に都市政策に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） よく分かるんですけども、これまで区画整理は国が推進してきたと思っております。国の補助金等もあったが、当時、民主党政権のときにこれを廃止というか、カットされて現在に至っておりますが、本市は100万都市復活のための企業誘致の推進、宅地開発などを進めていかなければ、武内市長の掲げる100万都市にするには程遠いのではないかなと思ったりもするんです。今、中原課長が言いましたように、長野津田土地区画整理につきましても、約27万平米弱の土地に、この区画整理は15社しか入れない区画なんですけども、これに対して60数社の応募があったと聞いております。このように産業用地が市内にない状態で、今後どのような区画整理を行政として市として進めていくのか、もう一度、教えていただきたいと思っております。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画課長。

○都市計画課長 今進んでおります長野津田土地区画整理事業で今後の進め方でございますけれども、今後につきましても、委員がおっしゃられたように、企業からの進出意欲というものが物すごくあるというのは聞いております。当然、第2期というのも考えられますので、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、具体的な開発計画というものが出てこない、規制する側としましても市街化区域への編入というものは検討できませんので、そういった事業者が現れれば、具体的な開発計画が出てくれば、適切に対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 土地がないということは、土地は北九州市7区全体で見れば、7万、8万平米の空き地はつくろうと思えばできると思うんですけども、先ほど調整区域の市街化への編入というのは、大きな都市計画法の中で定められた法律があるので難しいかなというのは思っているんですけども、今回、熊本県、TSMCの進出に当たりまして、これは北九州も随分と誘致に尽力されたとも聞いておりますけども、それが急きょ熊本県菊陽町に昨年の11月に決まったんですが、あそこには企業が進出できる土壌というか、そういうのがやっぱりあったと思うんです。東京エレクトロンやソニーが熊本に進出していますし、そういう関連と、菊陽町には広大な調整区域があったのを、県、市、町が取り組んで、あの開発を今進めていっていると思います。

昨日、全国地価の変動で見たときに、全国1位で地価が上がったと報道されておりましたけども、そういうふうな形でスピーディーに、企業誘致に当たりましては、市街化調整区域を市街化区域に編入するということは、3年、5年という歳月がかかりますので、誘致するには行政が進んで、この地域は、昔は工業団地を造ったり、いろんな施策をやってきた過去がありますけども、ある程度の北九州全体を見て企業誘致できる場所。一昔前は埋立てが一つの主流であったんですけども、今ではインフラ整備を含めて主要な道路に面したところが発展していくということを考えれば、その現状は北九州全体的に見て国道3号線や10号線、九州道、東九州縦貫道というふうなところを活用して物流基地の推進をしていかなければ、2024年問題と今ささやかれておりますけども、これは、九州に関しては2024年問題が、あと3年、5年後にボディーブローのように効いてくるのではないかなと思っていますので、そのときに対応するためにも企業誘致する土壌を今後つくっていただきたいと思いますということで、要望で終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） まず初めに、要望ではないんですけども、吉村委員からも交通局が3億円の赤字ということでありましたけれども、経営改善は当然しなくてはならないと思いますけれども、数字にこだわり過ぎて交通弱者の方の足が奪われるということは絶対あってはいけませんし、行政だからこそ、この赤字部分を担うということもあると思っております。硬直せずに、筋肉質に経営改善を行っていくということなんですけれども、いい筋肉をつけて北九州市民の足を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと2つ、ライフワークの一つとして取り組んでおります折尾と、下関北九州道路なんですけれども、決算に沿って質問させていただきます。

折尾地区総合整備事業が39億2,400万円ということなんですけれども、折尾まちづくり記念館と駅前広場をオープンさせて、今月の9月29日には高架下のえきマチ1丁目折尾がオープンすることなんですけれども、その概要についてと、今後の折尾地区総合整備事業の展開をお聞かせ

いただきたいと思っております。

あともう一点が、下関北九州道路、先ほども議論があっておりましたけれども、令和4年度の調査費が2,700万円ということでもよろしかったんですかね。陸上部の調査、検討を行ったということですが、改めて、どういった調査と検討を行ったのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

賛否両論あるのも分かっておりますけれども、令和3年から環境アセスメントの調査も始まりまして、市民の皆さんへの周知も私なりに広がっているんだろうなと思っておりますけれども、これをさらに加速させることが大事であると思っております。10月22日にリーガロイヤルホテルで促進大会がありますし、行政とか限られた団体だけの促進大会で終わるんじゃなくて、これを機に、北九州市民の皆さん、そして下関、福岡県、山口の皆様方に広く、下関北九州道路の必要性、重要性をきちんとお知らせできるような促進大会にもしてほしいと思っております。すいません、質問してべらべらしゃべって大変申し訳ないんですけれども、調査、検討はどのようなことを行ったかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○主査（松岡裕一郎君） 交通局次長。

○交通局次長 御要望ということですが、一言だけ申し上げさせていただきたいと思えます。

市民の足を守りたいということで、今、赤字が続いておりますが、交通事業も経営改善について、具体的にいろんな検討をしております。増収対策であり、先ほどもおっしゃられていました筋肉質な経営体質への転換、乗務員確保等々、こういうこと、いろいろなことを行いまして、市民の足を、そして交通事業を引き続き守っていききたいと思っております。いろんな対策を考えていく中では、また議会にもいろいろ御相談をしながら一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援よろしく願いいたします。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 事業調整課長。

○事業調整課長 折尾地区総合整備事業につきまして2点御質問いただきました。まず1点目、今月の29日に高架下の商業施設がオープンするということで、先日JR九州からもプレス発表がありました。この内容についてまず御説明いたします。

グランドオープンが9月29日でございます、施設は10時からオープンします。その30分前、9時半から10時の間にえきマチ1丁目折尾の開業記念式典というものが開催されます。主催はJR九州でございますけれども、駅前広場にて開催されまして、当日はJR九州の吹奏楽団の演奏とかテープカットが行われます。特筆するとすれば、地域の方々がキャラクターになった、おりキャラというものを、かなりの方々に参加していただきましてキャラクターを作っております。例えば、地域のスポーツ店の方とか商業している方なんかをキャラクターにしたものですけれども、このキャラクターになられている方が数十名、50から60名ほどおられるということで、この方がおおむね全員参加をされまして、皆さんで一堂にテープカットをすると

いうものでございます。前日にはプレオープンということで、9月28日になりますけれども、おりキャラに登録といえますか、参加されておられる方と、それ以外の方でもLINEのクーポンに登録していただいた方が、前日15時から22時の間に、時間が限られておりますけれども、商業施設を御利用いただけるということで、28、29日のにオープンに関するイベントがございます。

それからもう一点、折尾地区総合整備事業の今後の動向ということですが、この事業は、委員御承知のとおり、平成16年に都市計画決定をしまして事業を進めてまいりました。18年程度が過ぎました。やっと今年、先ほど御紹介もありましたけれども、北側の駅前広場が完成しまして、式典とか、あとは地域の折尾まつりなんかも併せて、今年の6月初めにイベントを盛大に実施しました。今後は、これまでに連立の高架化も完了しまして、北側の駅前広場もできました。今からの事業のメインとなりますのが、駅の南側の、事業でいいますと土地区画整理事業になります。こちらを今後精力的にやっていくということで、まずは駅直近の南側、こちらを今、移転補償とか工事を進めてございます。南側の駅前広場につきましては、令和7年度の完成に向けて、鋭意、整備に着手をしているところでございます。面的なものでいいますと、区画整理事業の西側のエリア、堀川地区、こちらについては基盤整備が終わってございます。土地利用がどんどん進んできておりますけれども、先ほど言いました駅の南側の真下のほうはまだまだこれからですので、そちらを整備していく。また、区画整理に合わせまして周辺の街路整備も行っておりますけれども、区画整理と街路事業、道路整備につきましては令和10年を目標に整備を進めていって、折尾地区総合整備事業の完成に向けて努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路、令和4年度を取組でございます。大きく2つありまして、環境アセスメント、それから都市計画手続に向けた概略設計を行っております。

環境アセスメントは、方法書、準備書、評価書と3段階で行うようなものなんですが、令和4年度に行いましたのはそのうち最初の方法書でございます。この方法書といえますのは、どのような項目、どのような方法で調査を行うかという、まず最初に決めるものでございます。この方法書の案を作成しまして、昨年4月に公告や縦覧を行いまして、地元の説明会も開催しております。その後、関係市町、知事等の意見をいただいて、方法書の作成、手続を進めていったというふうなものが令和4年度を取組でございます。

それからもう一つ、都市計画決定手続に向けました概略設計でございますが、先ほどもお話ありましたけれども、役割分担としまして、海上部を国が、福岡県側の陸上部を北九州市、山口県側の陸上部を山口県というふうなことで役割分担をして、線形等を決めておるところでございます。令和4年度を取組としましては、線形の関係者調整、修正を行いましたというのと、

西港地区周辺に線形が来た場合に地域で渋滞等が発生しないか、そういったところの調査、そういったものを行っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） ありがとうございます。交通局からも、要望でしたけれども、答弁いただきましてありがとうございます。ほとんどの議員、全てと言っていいと思っております。数字にこだわらずに、皆様方をしっかりと応援させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あと、折尾地区総合整備事業、概要説明していただいてありがとうございました。高架下に29の店舗が開業するという事で、北九州市にとっても大変大きな催物であると思っております。先ほど、折尾まちづくり記念館でも本当に地域密着で、地元の方も喜んでくださっておりますし、ハードな部分から、これからはソフトな部分にも移っていかなくてはならないと思っております。と申しますのが、折尾だけじゃなくして、学術研究都市の入り口という大切な役割が、この折尾の町にあると思っておりますし、先ほど武内市長の100万人というお話もありましたけれども、人口が増やせる地域の一つが僕は折尾であると思っております。しっかりと折尾地区総合整備事業を進めていただきまして、魅力あるこの地域をさらに発展して人口を増やす。近隣の市町村から人口を増やしたいとか思っているんじゃないんです。これをしっかりと整備することによって、博多など大都市から北九州市に人口誘致する。そういった施策も折尾地区整備事業と併せて取っていただきたいと思っておりますし、まだまだ可能性を秘めた事業であると思っておりますので、皆さんと共に進めさせていただきたいと思っております。

あと、下関北九州道路なんですけれども、北九州市の役割、県の役割、国の役割、しっかりと北九州市の役割を担っていただいて、10月22日の促進大会にも続けていただきたいと思っております。先ほど地元説明会ということがあったと思うんですけれども、地元説明会の反応というのはどういったものでしたか。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 個人的な質問等が多かったということですがけれども、基本的には、大きな道路ができて地域の発展につながるということで、好意的に受け止めていただいたと認識をしております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 僕もいろんな人の意見を聞いています。賛成だけじゃなくして反対の方も併せてなんですけれども、僕には賛成の方の意見のほうが多いと思っております。西港地区なんですけれども、取付け道路になりますし、大変重要な地区になります。ただ、物流の観点から考えましても、早く進めてほしいという方がほとんどでございます。北九州市のこれからの経済、そして下関市と北九州市の文化交流、こういったことを考えたときに、事業者の方

だけじゃなくして若い方、高校生、大学生、中学生なんかからも意見を聞きました。非常に興味を持って、目をきらきらさせて、下関北九州道路の話聞いてくれますし、そういった方たちに対してもどんどんアプローチをしていただきたいと思います。以上です。

それともう一つ、災害の面からです。想定外を想定するのが行政であり、これからの議会の役目であると思っております。来てほしくはありませんけれども、南海トラフ地震、確実にやってくると思っております。この南海トラフ地震が起きたときに、今の2つの九州と本州を結ぶ関門橋と関門トンネル、これがどれだけ機能していくのか大変不安なところもありますし、こういったことが起きたときに、リダンダンシーの側面からも下関北九州道路を一日も早く完成させることが必要であると思っておりますので、皆様方と一緒に私も10月22日の促進大会に向けてきちんと活動してまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 井上委員。

○委員（井上秀作君） 先ほどバスの件と、あと調整区域等の件、いろいろあったと思うんですけども、まず、私も絶対若松のバスはなくしてはいかんと思っております。ただ、どうしても数字が出ないと、これは当然、行財政改革の一環としてリストラクションを考えられていくだろうなというふうな部分もあろうかと思っております。

今、市長のところに3人、行革とかを担当される民間の方がいられていると思うんですけども、どちらかというとならばコストは削っていかうという政策がちょっと目立つような気がするんです。私、それは行政だけでもできるのかなと思っております、じゃなくて、実は、今後事業を拡大する、要はちょっと厳しくなっている事業を再生させるというようなところがむしろ民間は得意な部分があるんじゃないかなと思っておりますよ。前に私、経済港湾委員会にいたんですけども、そのときに委員長が、大阪のほうの鉄道会社の事業再生する有名な方を参考人と呼んでいただきまして、いろいろ御教示いただきました。やっぱりプロだなと思ったんですね。民間で、そういう厳しいところで頑張られてきた方というのは、そういうことの再生とかに関してはプロなんだなと思っております。これ建築都市局にも言えるんですけども、現在調整区域ではあるけれども、民間から見たら魅力的な地域というものもあると思うんですね。その地域がどういう地域なのかというのは、これはディベロッパーが詳しいだろうと思っております。私は、市長が民間からそういう方々を入れられるというのは賛成はしているんですよ。ただ、今、入れる場所を間違っているんじゃないかなと思っております、むしろ交通局とか建築都市局の中にそういう知見を持たれた方を民間から採用して、そして、バス事業はこうすれば改善できる、こうすればもっとも受けられる。この地域は調整区域を解除しましょうと。もしくは地区計画をつくって、もしくは再開発をやりましょうと。なぜなら、私はディベロッパーとして過去に東京でこういう事業をしてきたけれども、これで大きな事業の成功を導いたん

ですよってというような能力がある方々がいらっしゃると思うんですね。そういう方々を皆さん方のほうから、誰かスカウトしてきてくださいよというようなことを市長とかにお願いをするような、そういうお考えはないのかどうかお尋ねしたいなと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 民間の方を交通局に入れたらどうかという意見でございますけれども、我々も厳しい経営状況の中で、そういう専門的な知見を持った方の意見を聞きながら、公共交通をどうやって充実させていけばいいか、そういったところも検討、話は聞いてみたいと思っておりますので、委員がおっしゃられました民間の方の参入につきましては、交通局の中でも議論して検討させていただきたいと思っております。

○主査（松岡裕一郎君） 都市再生企画課長。

○都市再生企画課長 私は、開発の面から人材を採用するということでお答えいたします。

現在、私ども民間のディベロッパーの方々に広く御意見を伺っております。なぜ北九州が、もちろん成長しつつあるんですけども、なぜ福岡市と比べて成長が停滞しているのかという率直な意見を今聞いております。その時々でアドバイスはいただいているんですけども、やはり、こちら側サイドに入ったときと民間事業者としての御意見とは違うと思っております。井上委員御指摘のとおり、そこは大事な視点だと思っておりますが、こちらサイドに引き入れる際にいろいろとクリアしなければいけないハードルがありますので、ここは私どもも研究材料としたいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 井上委員。

○委員（井上秀作君） 最終的なこういったことの決定権限は武内市長にあるんだろうなと思っておりますので、皆さん方がもし市長室に入られる機会があったら、こういう意見も出ていましたと。ぜひ、自分たちのところにそういう人を雇ってくださいよと。その知見を存分に生かしていただいて、そしてうちのバス会社をもうけさせてくださいよと。建築都市局の都市再生事業を成功させるような方を入れてくださいよというようなことを求めていく。先ほどもおっしゃられましたけど、外部から意見を聞くって、これ諮問ですから、あくまで諮問機関なんてのはいかげんなものですよ。諮問に強制力も何もないですからね。参与機関とかだったら別なんだろうけど。だから、そういう意味で、内部にそういう方々を入れることによって北九州の都市再生を目指していくと。どちらかという、コストカットではなくて前向きに、攻めの姿勢で勝負をしていただきたいと思いますと思っておりますので、これ私の意見でございますので、市長にぜひそのようにお伝えいただければと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 中島委員。

○委員（中島慎一君） 今、委員からも話がありましたけど、下関北九州道路ですよ。これ賛成、反対いろいろあるでしょうけれども、特に門司区は、今から先それができると、より一層

通過地点になるんじゃないかという考えを持っている方が多いんですよ。その辺のところをどう説明していくか。これはやらなければならないことですが、その辺の整合性をどのように考えられているのか聞かせていただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路の門司区への影響というところでございます。現状におきましては、関門橋、関門トンネル、この2つの動線で本州、九州を行き来しておられるわけですが、大雨が降ったり、工事で通行止めでどちらか一つでも止まってしまうと、門司港地域で大渋滞が起こっているという状況でございます。そういったこともありまして、3本目の動線ということで下関北九州道路の取組を進めておるところです。ですので、裏を返せば、門司港地域に大きく流れている交通が小倉側に流れて、門司港の交通量が減るところもあるかと思っております。そのあたりの対応につきましては、関係する国、2県2市、そういったところと併せまして検討を今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 中島委員。

○委員（中島慎一君） これ大いにやっていただきたいんですけど、その辺のところの整合性というか、地域の皆さん方の不安を払拭していただきたいんですよ。特に、門司は観光ということがありますんで、その辺のところの一つの目玉というか、そういうのも必要になってくるのではないかと思いますんで、ぜひともその辺のところの整合性をちゃんと見据えてやっていただきたいと思います。これはどうしてもやらねばならないことですから、そういうことも考えてやっていただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 要望でよろしいでしょうか。はい。

続いて、公明党、富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 両局にお伺いします。

今、バスやタクシーの運転手不足と言われていますが、昨年どのくらい不足しているのか分かたら教えてください。運転手不足によってバスが減便とかあっていますが、実際、燃油の高騰とかもありますし、運転手不足というのが解決すれば減便等は解消されるのか。それとも、そもそも乗客が少なくて減便を行っているのか。赤字路線だから走らせていないとか、いろんな理由があるかと思っておりますけど、そういう部分で分かたら教えてください。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 総務経営課長。

○総務経営課長 運転者不足、それから、その影響でバスが減っているんじゃないかという御質問がありました。昨年度のバスの運転者なんですけど、採用が、10年前ぐらいは年2回採用してまして、1回の採用で10人ぐらいの定員に20人ぐらい申込みがあったんですけど、今はそれがもう全然で、15人採用しても10人を切るというふうな状況で、それが10年前ぐらいから

です。それから随時採用に変えました。随時採用で、いつでも申込みいただくという形で。そういう形でやっていますので、年を通して15から20人ぐらいの欠員です、昨年度は。今年度もそういった形で欠員が出ております。そういったことで、今、採用については一生懸命頑張っているところです。

あと、路線への影響なんですけども、基本的に今いるバスの運転者が時間外とかをしてダイヤを減らさないようにということで今頑張っていて、運転者不足がバスの減便とかには現状はつながっていないと。ただ、経営という面で減らさせていただいたところが今年の3月でございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 今の御質問につきまして、西鉄バスの状況を分かっている範囲とタクシーの状況について御説明いたします。

西鉄バスも同じような状況でございます。詳しい数字というのはいただいているんですけども、募集に対してきちんと定員が埋まらない状況というのは交通局と同じということでお伺いしております。数字は分かりませんが、欠員は出ているという状況です。それに対して時間外で対応して、それが経費という形で経営にのしかかっているという状況は交通局と同じでございます。路線に関しましては、運転手不足だから減便したというのは今のところ聞いておりませんが、コロナ後にある程度利用者は戻ってきているのに、それに対して増やせないという意見はお聞きしております。西鉄に関してはそういった状況でございます。

タクシーなんですけども、すいません、今、数字を持ち合わせておりませんが、感覚で分かるように、今、タクシーが減っております。それは、車はかなり遊んでいる状態で、人が戻ってきていないから運行できないという状況でございます、こういったものが続けば、交通事業全体の担い手不足というのにつながってくると思っております。これに対して、認可官庁は国土交通省運輸局になりますけども、国でも令和4年度の2次補正予算とかで、第二種免許を取得することを事業者が負担すると、それに対する支援というメニューも用意して、これはやっていかないといけないというふうなことは国も認識しておりますので、今、私どももそういった情報を取りながら、また、事業者とも協議しながら、こういったことができるのか議論していかないといけないと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ありがとうございます。運転手さんの今欠員というのがすごく大きいんだなというのを改めて感じました。ニュースでも出ていましたけど、別府市が、県外から移住の運転手を募集していて、それに就職する人に支援金100万円を出していると、御存じだと思いますが、やっているようでした。また、それが5年以上住むということと、年齢がちょうど、私もでしたけど、就職氷河期って言われる、大学卒業したときに正規社員で採用が、就職がな

かなか難しかった30代後半から40代を対象として、東京とかでも相談会を開いたりとかしているようですし、また、2024年問題とかもあるんで、早めにドライバーの確保というのはしておかないと本当に大きな問題に、また、公共交通を維持するためにも大きな問題になるんじゃないかなと思ひまして、そういうことも一つ検討して、何かしらドライバーも、北九州市内で確保できないんだったら外から来ていただくっていう、そういう視点も必要なんじゃないかなと思ひまして聞かせていただきました。

先ほどから市営バスの経営のことでいろいろ委員から意見があっていましたが、私も本当に継続してもらいたいなと思ひますし、勉強会の中でも、私も若松だから乗る機会がなくなっってって発言したんですけど、控室に戻って本田委員から、ちゃんと乗らないけんということて公明党議員団みんな怒られまして、乗る機会がないんじゃないなくて乗る機会をつくれということて言われました。本当そうだなと思ひましたし、本当に大変な状況だったら、助けて市営バスみたいな感じで、まずは市の職員とか市議会議員とかに月1回市営バス乗ってくださいと言ひていただきたいなと思ひ、私も乗りたいけど、どこに乗ってっていいかが、すいません、分かんなくなっって、だから、何かちょっと道しるべがあつたら私も、ここ行ってみようとか乗れるかなと思ひ、もし、昨年何かしらイベントとか、乗員不足のためにアクションみたいなのを起こされたのか、何かあつたら教えていただけたらなと思ひますけど。

○主査（松岡裕一郎君） 総務経営課長。

○総務経営課長 市営バスは、本当に今お客さんが少なくて、自治会とかには、ぜひ月1回乗ってくださいとか、このままじゃバスが維持できないとお願いをさせていただいたり、あと、イベントは、我々はやっていないんですけども、若松はいっぱいイベントがありまして、10月にはみなと祭り、くきのうみ花火の祭典とか、あと高塔山のアジサイもきれいですし、あと若戸大橋は国の重要文化財にもなりました。夜景もきれいです。あと、グリーンパークもいろいろなイベントをやっています。そういったところを我々もしっかりとPRして、バスに乗っていただくといったところを今頑張っています。先ほどいろいろアイデアをいただきましたので、そういったところは真剣に勉強させていただいて、できることは速やかにやっていきたいと思ひます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 先ほど委員から御指摘のあつた、バスに乗って、どこに連れていかれるのか分からないというのが一番のハードルだということは私どもも理解しております。ですので、バスのお出かけマップというのがあつて、通常はバス会社ごとにバス路線図というのを作りますけれども、北九州市では西鉄バスと市営バス両方入ったバスの路線図というのも用意しておりますので、そういったものを活用して、ぜひお出かけしていただければと思ひます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） しっかりそのマップ、私も今から見て、お出かけできるようにと。西鉄バスは生活圏内に乗れる機会があるんですけど、市営バスは、自分も意識しないと本当乗らないなと思いますんで、多分、今日ここにいる皆さんも月1回市営バスに乗ってくれるんじゃないかなと思いますんで、またしっかり応援していきたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） ここで、12時が近くなっています。質疑が残っていますので、ここで一旦休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩・再開）

○主査（松岡裕一郎君） 定刻になりましたので、再開します。

最初に、答弁の訂正の申出がっておりますので、これを受けます。総務課長。

○総務課長 すいません、午前中、山内委員から御質問の答弁の一部に誤りがございましたので、訂正させていただきます。建築都市局所管の指定管理業務の1者応募2件のうち1件はプロポーザルと申しましたが、正しくは条件付公募でございました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○主査（松岡裕一郎君） それでは、休憩前に引き続き、質疑を始めます。公明党、木畑委員。

○委員（木畑広宣君） 私から1点、教えていただければと思います。市営住宅で入居者の方が亡くなられた後、処分できない家財とか遺品、これが放置された部屋というのはどれぐらいあるんでしょうか。この1点だけ、よろしく願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅におきまして、単身高齢入居者がその住戸に家財などを残したまま死亡する事案でございます。現在もそのままになっているのは、令和5年4月1日時点で、市営住宅で約60戸ほど把握しております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） 衛生上とか防犯上の観点とかもありますけれども、そのままの状態になっている理由というのはどういった理由があるのでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 単身の高齢入居者が亡くなった場合は、事前に届けられている親族などに連絡を取って、相続人に家財の処分を依頼しております。多くのケースは家財処分について協力していただいておりますが、中には、相続人に何度も連絡しても協力が得られないケースなどが発生しております。また、調査の結果、相続人が不在のケースもございます。民法では、遺品の所有権につきましては相続人に移ると規定されております。処分には原則として相続人の同意が必要になります。勝手に処分することはできないという課題がございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） ありがとうございます。相続人が見つからない、また、相続人が見つかったとしても返信がないとか、また、相続を拒否されるケースもあるとも伺ったんですけれども、1件のこういう放置された部屋、これの調査、終えるまで大体どれぐらい時間がかかるものなんでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 亡くなった方の御親族がどれぐらいいらっしゃるかによります。特に御高齢の方は、団塊の世代とかになりますと、兄弟の方とかお子さんとかも多いというところがございます。そういった相続人調査につきましては時間がかかるというのがございます。通常ですけれども、3か月以上かかっております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） 国の対応方針で、相続人が明らかでない場合にも遺品を選別してほかの場所に移すことができるかとあるんですけれども、処分方法とかそういったのが具体的にないなくて、解決策にはなっていないんです。国の方針に沿って部屋を次の利用者に明け渡すことができるような、北九州市で独自のルールというのが必要なのではないかなと思いますが、それに関してはいかがでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 残存物の処分につきましては法整備上の課題があるかと思っております。ただし、そうはいいまして、例えばですけども、市営住宅の利便性のいい住戸とか、そういったところにつきましては、なるべく募集ができるように処分を進めていくという考えではありません。ただ、その場合も相続人調査とか、または相続人の方が見つかった場合は処分の依頼を行うんですけども、場合によっては経済的な課題とかありましてできないという方もいらっしゃいます。その場合は、所有権などを放棄していただいた上で、市のほうで移設とか、あるいは処分とかというようなことも取り扱っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） ありがとうございます。大阪府で独自のルールをつくって対応しているということで、相続人調査とか遺品の撤去の要請をした上で、相続人がいない場合は5か月とか、いる場合は7か月とか一定の期間以内に、貴重品のほか、アルバムや位はいといったお金では買換えができないようなものなどは別の場所に移動して、残りの遺品は廃棄処分するようになっているという、こういう大阪府の独自のルールとかがあるんですけれども、ぜひこういったのも参考にいただきながら、本市においても、遺品が残されていることが、次の入居を待っている方の妨げにならないような取組もぜひ前向きに進めていただきたいと思います。私からは以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） 私からは交通局に対して何点かお聞きしたいんですけど、午前中から結構、交通局といますか、市営バスに対して皆さん方の温かいお話がありまして、私も少しほっとはしています。しかし、令和5年度も3億円ほど補助金を入れていただきましたけど、補助金を入れていただくなくても持続できるような交通局といますか、市営バスにするためには、私も若松区選出の議員ですので、若松区の住民が中心となって、市営バスに乗って交通局を支えていかないといけないというのは思っておりますので、それを踏まえて質問させていただきます。

私は、令和4年度の利用状況を見させていただきました。黒字路線が16%、赤字路線が84%ということなんですけど、これ見て少しショックを受けたんですけど、黒字路線は全て折尾駅が絡むんですね。折尾駅と学研都市、それから折尾から浅川、それから折尾から芦屋、そういうところが黒字で、若松区内を走っているバス、それから若松から小倉に、昔は小倉線が少し黒字になっと思ったと思うんですけど、それもことごとく赤字なんです。確かに、営業係数は、燃油代が上がってきたりしたら多分、営業係数の計算の仕方が変わるんでしょう。そういうこともあってこういう結果になっているのかなと思うんですけど、若松区内を走るバスが全て赤字というのは本当に私もショックを受けました。若松という狭いパイの中を走っているだけではこんなふうになるのかなと思うんですけど、これに関して交通局として何か見解があれば教えていただければと思っております。

それから、2点目に、令和5年3月のダイヤ改正において、利用状況やアンケート調査の意見を踏まえたダイヤ改正となっていると聞いておりますけど、どのような意見が反映されたのか教えてください。

3番目に、経営改善の取組なんですけど、その一つとして貸切りとか受託の営業強化をどのようにするのか教えてください。また、受託収入とはどういうものか具体的に教えてください。

それと、筋肉質な経営体質への転換と書いておられますけど、筋肉質というイメージが私湧かないんですけど、具体的にどういうふうにしようとしているのか教えてください。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 委員の御質問に順次答えさせていただきます。

まず、令和4年度の利用状況に関する見解についてでございます。委員がおっしゃられたとおり、84%が赤字ということになっておりまして、全体でいきますと、100円の収益を上げるために132円の費用がかかっているという状況でございます。これを公表させていただいた趣旨としては、こういう厳しい経営状況を市民の皆様、御利用者の皆様に知っていただいて、一人でも多く市営バスを御利用していただきたいという趣旨から公表させていただいたものでございます。今後も、こういう厳しい利用状況、経営状況をお示しさせていただきながら、一人でも

多く市営バスを御利用していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のアンケートを踏まえたダイヤ改正についてでございます。令和4年11月からアンケートを実施させていただきまして、様々な意見がございました。その意見の中で、今年の3月にダイヤ改正をいたしました。そのアンケートの中で、折尾駅におけるJRと市営バスの接続をもう少しスムーズにしてくれという御意見もございましたので、そういうところを今回のダイヤ改正で反映しているところでございます。

あとは、貸切り事業、受託事業の強化、これの具体的な内容と、あと受託事業の具体的にどのようなものがあるのかという点についてお答えさせていただきます。

今現在、乗合収入が令和元年度と比べまして23%の減となっております。貸切り事業、受託事業での黒字で乗合の赤字を補填しているという状況がございます。経営改善をやっていくためには、貸切り事業であるとか受託事業、これを強化していかないといけないと考えておまして、例えば貸切り事業におきましては、若松区の観光地化というところもございますので、そういったところと連携をして、貸切りの受注拡大に向けて取り組んでまいりたいと思っております。受託事業の具体的な内容でございますけれども、現在、受託事業として主なものは、特別支援学校のスクールバス、あとは企業送迎、名門大洋フェリーの送迎、あとは、これ芦屋町になるんですけれども、芦屋町のタウンバス、こういったものを受注させていただいております。

あと、筋肉質な経営体質への転換というところでございますが、そもそも、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の拡大、その前から、例えば人口減少であるとかモーダルシフト、自家用車を使っていくといったところで、乗合収入、輸送人員ともに減少を続けておりました。令和2年度以降、新型コロナウイルスでさらに輸送人員が減ったというところでございます。交通局としては、地方公営企業として収支均衡を目指さないといけない。独立採算制の中、収支均衡を目指さないといけないという中で、より経営状況を筋肉質なものにする、安定的なものにするために経営改善は必要だろうと考えております。この具体的な内容につきましては、今、交通局の中で具体的な検討はしているところなんですけれども、例えば効率的、効果的なダイヤ編成の見直しであるとか、あとは適正な運賃体系の検討であるとか、そういったところを今局内で検討しているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） ありがとうございます。利用状況ですかね、それに関して、北九州市営バスといえども、もともとの発祥が若松市営バスから来たものですから、当然、若松区中心になると思うんですけど、若松区民だけで支えるのはなかなか厳しいなと思っております。私も支援者の方とか若松区民の方に、月に1回乗って市営バスを支えましょうとしょっちゅう言っているんですけど、今の状態だったら月に2回も3回も乗らないとなかなか厳しいなと思ってお

ります。この場を借りて、ここにおられる方もぜひ市営バスに乗ってください。みんなで支えていかな、本当に市営バスは厳しい状態になっておると思います。

執行部もよろしくお願ひします。で、私が感じるのは、仮に、こんなことあってはいかんですけれど、本当に市営バスがなくなった場合、若松区民が、自分たちの足がなくなるわけですから、一番気にしないといけないと思うんですけど、あまり気にされていないような気がするんですよ。それで、北九州市民、なかんずく若松区民にしっかりこの状況をアピールといひますか、周知しないといけないと思うんですけど、どんなふうにしてやられているのか教えていただければと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 経営状況について、市民、御利用者様、若松区民への周知でございますけれども、昨年度に、令和4年度上半期の利用状況というのを常任委員会でも公表させていただいて、その後、令和5年1月に自治会長が集まる会議がございましたので、そこで利用状況等を御説明はさせていただいております。今後は、自治会長だけではなくて、若松区民、御利用者様に経営状況を分かっていただくような、一人一人に経営状況を分かっていただけて乗っていただけるような仕組みとか取組を検討して、しっかりと取り組んでまいりたい。我々、公営バス事業者ですので、市民の足を守るという責務もございます。そういう中で、しっかりと利用者の拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） 自治会長さんの反応がどうやったか分かりませんが、しっかり、特に若松区民の方に訴えていただければと思っております。私は本来、乗合収入を増やすことが王道だと思うんですけど、それがなかなか増やせないんであれば、貸切り収入とか受託収入を頑張って増やすべきだと思っております。令和3年度と令和4年度の決算を比べたときに、乗合収入は14.5%ぐらい増えています。それから、受託収入も11.4%ぐらい増えているんですよ。ただ、貸切り収入がほとんど横ばいといひますか、1%アップぐらいの状況なんですけど、これはどういう状況でこういうことになっているのか分かったら教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 貸切り収入の推移ですけれども、まず、令和元年度の貸切り収入が約2億5,000万円ぐらいでございます。令和4年度が2億3,000万円と、大体戻ってきているという状況です。ちなみに、令和2年度は1億1,000万円ということで急激に落ちたんですけども、令和3年度以降は、持ち直していると。横ばいというような状況になっております。貸切りバスの受注に関しては、運転者の確保というのも必要になりますので、そこら辺の課題も解消しつつ、貸切りバスもしくは受託事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） 令和3年度でかなり戻ってきていたと解釈したらよろしいんですかね。分かりました。

最後に、参考までにお聞きしたいんですけど、9月3日に北九州市地域公共交通市内一日無料デーを行いました。これについて何かありましたら教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 9月の一日無料デーでございますけれども、市営バスにおいて通常の日曜日で約5,000人ほどの御利用がございます。一日無料デーのときは約9,000人ということで、1.8倍ぐらいの御利用がございました。そういう状況でございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） ありがとうございます。あと2回、無料デーがありますので、私も、特に若松区民の人に無料デーありますよとしっかり周知して、利用が増えれば増えるほど収入増加にもつながることを訴えます。

最後に、議員の皆さん、執行部の皆さん、市営バスに乗っていただくということをもう一回お願いして、質問を終わります。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 浜口委員。

○委員（浜口恒博君） 私からも、市営バスについて質問しにくいんですけども、大事なことです。質問させていただきます。まずはしっかり乗るということを申し上げて、質問したいと思います。

交通局では、令和2年度の決算での収支均衡を目指して経営改革に取り組まれてまいりました。その中身でありますけれども、バス路線の見直し、休日便の減便、乗合バスの小型化、10人乗りバスですかね。それと、ひまわりカードの割増し率の見直しとか、貸切り事業、受託事業の営業化ということで取り組んでまいりました。また、令和2年度の後半については平日便と土曜便を含めたダイヤ改正、さらなる小型車両の導入に取り組んでこられました。そういった効果を約7,100万円見込んでいたということでもあります。令和2年4月というのが、1月にコロナが日本で初めて確認されて、4月ですかね、緊急事態宣言で大変な時代で、ちょうどこの改革と同時にコロナで大変な思いをした公共交通であります。それで、コロナも5類に移行して、やっと少し人の動きも出てきたわけでありまして、少し回復をしている中で燃料の高騰とか物価高、そして今言われる乗務員不足で大変な状況にあるわけでありまして。令和4年度の決算ですが、乗合バス全体の8割を超える路線が赤字で、乗務員不足と併せて、これを維持していくのは厳しい状況というのが今報告されました。令和5年度の経営改善の取組の中で、これから取り組んでいく内容を少しお聞きしましたけれども、一つは増収対策ということで、効率的で効果的なダイヤ改正、編成見直しを行うということでもあります。効率的で効果的なダイヤ改

正ということは、交通局にとってはそういった見方でダイヤ改正をするんでしょうけども、利用者から見ればとても不便なダイヤになるのではなからうかと思って、ますます利用者離れが進むのではなからうかと思っています。大変危惧していますが、何といても、乗務員の確保に令和5年度はしっかり取り組んでいく方針がありますけども、何でここまで乗務員が不足してしまったのか。そして、今後、乗務員の確保ができるのかと危惧していますけども、その辺の乗務員確保の取組についてもう一度、今までみたいな募集ではなくて、これからどのように確保していくかということを少し変えていかなければならないと思うんですけども、その辺の考え方があれば教えてほしいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 総務経営課長。

○総務経営課長 バスの運転者は大型二種の免許が必要ということで、警察庁が出しているデータがございまして、平成23年から令和2年の10年間で、福岡県の大型二種免許を持っている運転者が23%減少しております。もう一つデータがありまして、免許取得者で、大型二種免許を持っている方の60%以上が60歳を超えており、高齢化も進んでいるという現状です。これ日本全国、大体同じような状況だと聞いております。若い方が運転者になっていただけないという、ここは本当に全国的な問題なんですけど、やはり勤務体系といいますか、拘束時間が長い。要は、バスの運転者なので待機時間があります。10時間、11時間と拘束時間があって実労働が7時間とかで、拘束時間が長い分、若い方は、やっぱり遊びたいとかそういったことで、なかなかバスの運転者になっていただけないといったところ。あと、全国的に賃金の問題とかも叫ばれています。我々、そういったところもありますけども、SNSの活用等で採用活動を頑張っています。あと、国では最近、国土交通省が外国人の労働者に対して、今年度、大型二種免許の取得についても検討するというのを打ち出されているようです。さらに昨年度、要は大型二種免許というのは免許を取って3年たってからでないといけないということだったんですけど、若い方にもなっただけということで、3年を1年にしたといったところの動きもあるようです。我々としては、そういった若い方、あとは外国人というのも、将来を見据えながら、今はとにかく交通局は、経営改善もありますので、採用を徹底的に頑張っていくといったことで取り組んでおります。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 浜口委員。

○委員（浜口恒博君） ありがとうございます。そのとおりに思いますけども、不規則勤務で労働時間が長いということと賃金が低いということで、全産業から比べたらバスの運転手の収入はかなり低いんですけども、そういったことで魅力ある職場ではなくなって、若い人が免許を取ってバスの乗務員になるということが少なくなったと思います。勤務時間を短くして、そして賃金の大幅な引上げをしていかないと、交通局でも今から運転手さんを募集、確保するのは大変難しい時代になってくると思っています。全国のバス会社が、コロナでの離職、燃料高騰な

ど、そういった部分で乗務員が不足をして、全国的に路線の廃止とか減便が行われています。先日報道で、大阪南部の金剛自動車ですかね、バス事業部分を12月で廃業するという報道がなされました。4つの町を走っているバス事業らしいんですけども、それを受けて4つの町は、支援をするから少し残してほしいということをや請したそうでもあります。今、支援金をもらっても運転者がいないんで残しようがないという状況でありまして、特に来年になれば2024年問題でさらに自動車運転手の改善基準をしっかりと守っていかなければなりませんし、そういった部分で金剛自動車の社長は限界ですということがあっています。交通局においてもこれに近いような状況に私はあると思っていますし、西鉄バス北九州においても同じような状況にあって、今後、乗務員を確保しないとバス事業というのは減便、廃止になっていって、併せて市民の生活の足が奪われて市民生活にも影響が及びますし、北九州経済にとっても大変な状況になります。皆さんバスに乗って残そうと今言っていますけども、市営バスに乗って、いつまでたっても運転手さんが運転席に座らなければ全然進まないわけでありまして、まずは運転手さんの確保が第一と思っています。都市交通政策課にも聞きますけども、先ほど富士川委員の質問にもありましたけども、もう一度、運転手さんの確保に向けての考え方というのを聞かせていただきたいと思っています。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 今、交通局が答弁申し上げたのは事業者目線、また、それを支援する監督官庁である国の目線ということは交通局の答弁のとおりだと思います。西鉄バスについても同様でございます。正直、私ども交通政策の観点から交通事業者のみに担い手確保の何か手だてをしたかと言われるれば、まだしていないというのが現状でございます。そういった中、市の産業政策としては、市内企業への就職支援とかU・Iターンという文脈の中から支援をしていた部分もございますし、私ども交通政策としては効率的な経営という観点から当然、利益の上がる経営という観点、または、利用者が減る中でバスの中でも幹線とフィーダーに分ける。それに併せておでかけ交通、タクシーを組み合わせ、ネットワークとして利便性を落とさない。そういったものというのも間接的に担い手不足の対応に役立つものと思っております。ですから、今何をどうしますというのは答弁申し上げることはできないんですけども、こういった状況を真摯に捉えながら、国の動向、事業者とのコミュニケーション等を進めていかないといけないと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 浜口委員。

○委員（浜口恒博君） ありがとうございます。そうですね。かつてのバス事業というのが減便、路線の廃止をしてきた理由ですけども、一つは利用者が減少して収支が悪化して、採算が取れなくなって路線の廃止、減便を行ってきたわけでありまして。そういった廃止をしたところが空白になったり、路線が廃止されたところと公共交通の空白地域の対策として、本市はおでかけ

交通という制度をつくって運行して、それに支援を行ってきたわけであります。また、令和2年においては、おでかけ交通の支援制度を拡充して、その後、先ほど言いましたコロナで大変な時期になりましたけども、私もこの制度で路線が維持されていくんだと、そういった大きな期待をしていたわけであります。新型コロナウイルスで公共交通は大変な事態になって、このまま何もしなければ崩壊をしてしまうのではなかろうかというところまで追い込まれてきたわけであります。本市においては、コロナの感染対策、そして営業収入が落ちたところの支援、本市独自の支援をしていただいて、何とかこのコロナの中を公共交通は乗り越えてきたところで、今、乗務員不足ということで大変な時期になっています。全国の動きを見ると、いろんな部分で自治体が免許取得の支援等いろんな支援策をしていますし、もう一つは、路線バスが大変厳しい状況の中、独占禁止法の改正による特例で、熊本市では、5社が1つの会社をつくって共同経営で運行していますし、長崎、広島、岡山でも共同経営に取り組み、何とか路線の維持がなされています。本市も、市営バスもありますし、西鉄バス北九州もあります。モノレールもあります。こういったところは全国の先進事例を見習いながら、吉村委員も言いました、小倉南区に市営バスを走らせてくれと、支援をします。今は無理と思いますけども、これが共同経営になれば、一つの事業者としてこの町の交通を維持していくなら、何とかそういった部分も解決できるのではなかろうかと思っています。路線の無駄を含めて、今、乗務員不足の中でこれが一番いい解決方法じゃなかろうかと思っていますので、ここで答弁は要りませんが、そういったこともあるということを入れて、今後のこの町の公共交通をどう守るかということを検討していただきますように要望して、終わります。ありがとうございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 数点お伺いします。

まず、浜口委員からも話が出た公共交通のことを先にしたいと思います。交通局について私の本会議でも質問いたしました、採算だけで見るという評価ではなくて、公共交通を社会的インフラで見るという考え方が必要だということで、クロスセクター効果というのを提案いたしました。これは、国土交通省近畿運輸局から出ている冊子で、地域公共交通赤字＝廃止でいいの、というものから学んでいます。これ国土交通省なので、国も、このままではどんどん公共交通が廃止になるので、何か考え方を転換しなければということで、いろんな交通事業者に配っているんだと思うんです。クロスセクター効果とは、行政が補助を実施している地域公共交通が廃止された場合に追加的に必要となる費用、例えば、高齢者の方がバスでいろんなところに行っていた分、廃止されるとそれだけ高齢者の健康にマイナスの影響があるということで、広くいろんな項目を数値化して、その項目の費用を算出するというものなんです。これぐらいの大きな転換をしないと、ただ採算だけ見ていたらじり貧ではないかなと思います。こういう視点も踏まえて、もちろん交通局も研究、検討ということで言っているのを、公

公共交通としての市営バス事業の在り方の検討の中にもクロスセクター効果というのが入っていると思いますが、今の時点でどのような学び、研究、検討されているのかお伺いしたいと思います。

それと、もう一つは建築都市局なんですけれども、北九州モノレールについての経営状況と今後の運営についてお伺いしたいと思います。

北九州モノレール長寿命化計画策定から10年が経過しました。メンテナンスサイクル、点検結果等も蓄積されたことから、今年3月に計画を改定しています。もちろん、職員の方からもいろいろなお声も聞いておりますけれども、結果として、私、委員会が違うんで結果の報告っていただいているんですが、どういうふうにしていくのか。分からなかったんですけど、車両というのは結局更新するのか、長寿命化にするのかということも山内委員のやり取りだと分からなくて、それを確認したいのと、あと、調査を見ますと、今モノレールの経営状況はよくなっています。昨年度の乗客数も増えてますし、特に定期の方も増えているという状況です。昨年度の経営状況はどうだったのかということはどういうふうに評価しているかお聞きしたいと思います。

最後に、老朽空き家の維持管理についてなんですけれども、住民の方が、お隣とか近隣で老朽空き家があって、だんだん朽ちて困っているというお話を伺っています。そういうのを市に相談する場合に、本当は民民でと言われるかもしれませんが、本当に危なかったりするとき相談窓口というのはどこになるのか教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 クロスセクター効果について御回答申し上げたいと思います。

近畿運輸局の資料を私も拝見させていただきまして、クロスセクター効果とは、地域公共交通を廃止した場合に追加的に必要となる多様な行政部門の費用、こういうのを算定するという形になっております。我々、今、経営改善で様々な検討をさせていただいているところでございまして、その中で、まだクロスセクター効果の具体的な算定はさせていただいていないんですけれども、仮に廃止した場合にはこういうふうになるといったところについては、経営改善の検討を進める中で一つの選択肢としてこれを考えていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 北九州モノレールの経営状況について御報告いたします。常任委員会で報告した資料を見ながら御報告します。

まず、足元の状況ですけれども、利用人員の回復傾向はコロナ前のほぼ95%に戻ってきております。これは、あらゆる公共交通機関がかなり厳しい苦戦を強いられている中でも、モノレールが一番戻りがいい数字でございます。これを通期で申しますと、まだ95%には戻ってきて

おりませんで、令和4年度決算の数字で申しますと、輸送人員でコロナ前のマイナス9.6%、ここまで戻ってきているところがございます。あと、利益の話もされました。利益は非常にいい数字が出ていると委員の御指摘だったんですけども、これにつきましては、実は以前、減損といたしまして、モノレールの資産を圧縮して先に損失を計上するという処理をしております、それが減損した翌期以降に減価償却費の低減という形で決算に好影響を与えます。その影響が非常に大きいです。減価償却費を除く数字でいいますと、実はコロナ前まではまだ戻っていない状況でございます。ですから、大枠でいいますと、足元でいえば95%まで戻ってきているけれども、通期でいえばまだ1割減ということです。見かけ上、利益は大きい数字が計上されるようになったんですけども、利益についてもまだコロナ前の10%減と、そういった状況でございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 老朽空き家の相談窓口についてお答えします。

老朽空き家の相談窓口につきましては、各区役所の総務企画課で受け付けております。ある程度危険度が高い老朽空き家になりますと、空き家活用推進課で受け付けているといった状況になっております。あと、このほかに空き家の総合相談等につきましても空き家活用推進課で受け付けております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） すいません、1点答弁漏れがありました。モノレールですね、結局、長寿命化ということなんですけど、車両はどうなるのでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 大変申し訳ございません。車両についてお答えいたします。

車両は、每期毎期の経営状況というよりも設備投資計画の中で反映していくものでございます。リプレース計画というのを北九州高速鉄道株式会社で立てておまして、次の中期経営計画期間中に車両の更新も行うという予定にはしているんですけども、今、資材の高騰の関係で車両の金額も当初の想定よりも上がる見通しでございます。もともと前回のリプレース計画のときに車両を一度延命しております。修繕ではなくて延命ということで、それなりのお金をかけて延命して使うという判断をしておりますので、そのときの計画の整合性でありますとか、今の車両の価格の状況とか、そういったものを見極めながら、今後どのようにしていくかというものを北九州高速鉄道株式会社と市で検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。市営バスについては、まだ在り方検討会とかそういうものは開いていないということなんですかね。私が本会議で質問したのはちょっと前

だったと思うんですけども。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 今回の第3次計画が令和3年度から令和7年度となっておりますので、次期の計画に向けた在り方検討会議はまだ開催していないという状況でございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） そしたら、クロスセクター効果というものを検討するのはしばらくしないということではよろしいのでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 在り方検討会の中でクロスセクター効果を算定するのか、それとも経営改善を今後進めていく中でクロスセクター効果を検証していくのか、またそこら辺はしっかり考えたいと思っておりますので、在り方検討会が開かれないからクロスセクター効果を算定しないということではないかなと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） もちろん利用者を増やすということも大事だと思いますけど、発想の転換ということも必要だと思いますので、ぜひ局の中で検討を始めていただきたいと思います。

モノレールについては、次期計画を策定する中でどうするかを決めていくということになるんですかね。もしかしたら、一度延命した車両をもう一度延命ということもあり得るのでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 可能性としてはございます。ただ、開業から使っている車体でございますので、それがどこまでもつのかとか、そういったものも比較検討しながら、技術的な観点からの検討も必要かと思っております。それと、先ほども申し上げたような経営状況の中でどこまでの投資ができるのか。それは、キャッシュを幾ら用意できるのかとか、それを毎年毎年の損益の中でどう工面できるのかとか、そういった観点も併せながら検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 分かりました。経費と安全性という問題もあると思うので、難しいところだとは思んですけども、どのぐらい最初から使っていたものがもつのかというのは、私、専門ではないので全然分からないんですけど、専門家の意見も交えながら、やっぱり安全ということはいくらも担保を取っていただきたいなと思っております。

最後に、老朽空き家の相談窓口というのは、区役所に相談窓口があるんだったら結構相談されていると思うんですけども、私たちというか、議員にもいろいろ相談があって、基本的に

は空き家の持ち主が、例えば壊れたときにはしなきゃいけないことになるんですけども、そういうのを含めて、危険な場合には市も支援をしてくださるということになるんですか、仲介というか。それを、すいません、最後に確認させてください。

○主査（松岡裕一郎君） 空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 老朽空き家につきましては、あくまでも個人の財産ということになりますので、所有者の方が対応してもらおうというのが基本の形だと思います。所有者が行方不明とか、建物の状況が物すごく危ない状態とかといった状況を踏まえて、最終的には行政代執行といった形にはなろうかと思われれます。その間に、急いで処理しなければいけないといった場合には、私ども職員で一部処理をしたりとか、業者による緊急工事を発注とかといったことも行っている状況です。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。また後ほど個別に相談させてください。以上で終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） 私から1点だけします。災害に強くコンパクトなまちづくり推進事業、いわゆる区域区分の見直し、そして逆線引きについてです。令和4年度もいろんな形で、説明会であったり、広報であったりということで、当局の皆さんは本当に御尽力をいただいたと思っております。ただ、結果として、極めて限られたエリアでというふうな形になっていっているのかなど。その中で、私は、以前も本会議でも申し上げましたけれども、将来の北九州を考えると、これは必要なプロジェクトであったろうな。ただし、それを実現していくためには住民の皆さんの同意、代替案や補償というものをしっかりとセットでやらないといけなかったのかなど申し上げました。そんな中で一つ、国土交通省の補助メニューを活用していくというお話があったと思います。その現状についてお知らせいただけたらと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 都市計画課長。

○都市計画課長 現在の居住誘導促進事業の取組状況でございます。昨年度、国土交通省でこの制度が制度化されまして、それを受けまして、昨年度1年かけまして制度設計をいたしました。国土交通省とも相談しながら制度設計をいたしました。おおむね了解が得られましたので、令和6年度からうまくいけば予算化したいということで、今、概算要求を国にしている状況でございます。3月ぐらいに補助の内示が出て、併せて市予算もお願いをしまして、うまくいけば令和6年度から活用できるという見通しでございます。今のところ、そういった状況でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） ありがとうございます。ぜひ、引き続き進めていただきたいと思います。

す。特に、建築都市局の皆さんにおかれましては、いろんな課題というものをこれからクリアしないといけないという部分があると思います。引き続き御尽力をしていただきたいと思います。

そしてまた、交通局の皆さん、恐らく私が一番この中で市営バスには乗らせていただいているんじゃないのかなと思います。折尾から高須に戻るときにはバスがあるときは乗らせていただいておりますし、ぜひ引き続き御尽力をいただきたいと思います。以上で終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 松尾委員。

○委員（松尾和也君） 日本維新の会からは、交通局に要望を1点だけ申し上げて終わりたいと思います。

私たち日本維新の会はコストカッターとやゆされることが多々ありますし、私もそう思っております。やはりそれでも、市営バス事業のような市民の生活の根幹に関わるようなものは、民間ではなく、責任ある皆様にこそこれからもお任せをしたいと考えております。そのためには、僕たち議員の報酬を削減してでもそっちに持っていかなくちゃならない。市民の足というのは、いつまでもお守りをいただきたいと思いますので、これからも事業の維持と、そして経営改善、さらには発展を願っております。私も毎月、よく知らない遠くの被災地に議員報酬を寄附しているんですけども、もし公職選挙法がお許しになるなら、本当に皆様のところにしたいぐらい交通というのは大事に思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 交通局長。

○交通局長 御要望ではありますが、最後に一言だけ言わせてください。

私ども交通局を応援いただいております。ぜひ、これからもしっかり頑張らせていただきます。私ども交通局、ぜひ乗っていただきたいんですが、願いとしては、身近な公共交通に乗ってもらうことが一番だと思います。小倉南区の議員は西鉄バスにしっかり乗っていただき、モノレールもそうだと思います。渡船もそうです。筑豊電鉄もあります。JRもそうだと思います。私ども交通局のバスに乗っていただくのもありがたいんですが、まず身近な、自分の近くの公共交通に乗ってもらうということが第一だと思いますので、ぜひ執行部の皆さんもよろしく願いいたします。

今日はいろいろと御意見いただきましたので、しっかり頑張ります。ありがとうございます。

○主査（松岡裕一郎君） ほかにございませんか。

ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。明日は午前10時から危機管理室及び消防局関係議案の審査を行います。以上で閉会します。